

1-1 大気汚染に係る環境基準

(昭和48年5月環境庁告示第25号、昭和53年7月環境庁告示第38号、平成9年2月環境庁告示第4号、平成21年9月環境省告示第33号を元に作成)

物質	環境上の条件	設定日	測定方法
二酸化いおう (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	S48.5.16	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	S48.5.8	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	S48.5.8	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	S48.5.8	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	S53.7.11	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	H21.9.9	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	H9.2.4	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	H30.11.19	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	H9.2.4	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	H13.4.20	

備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- 3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

大気汚染に係る指針

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。(S51.8.13通知)

1-2 水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正令和7年環境省告示第35号）

別表1 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

	項目	基準値	測定方法
1	カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.3、14.4 又は 14.5 に定める方法
2	全シアン	検出されないこと。	規格 K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは 9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない）の分析を行う方法又は付表1（蒸留操作は装置にて行う）に掲げる方法
3	鉛	0.01mg/L 以下	規格 K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法
4	六価クロム	0.02mg/L 以下	規格K0102-3 24.3（24.3.3及び24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1及び2に掲げる場合にあつては、それぞれ1及び2に定めるところによる。） 1 規格 K0102-3 24.3.4、24.3.5 又は 24.3.6 に定める方法による場合（24.3.3.4のb）による場合に限る。）試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格 K0102-3 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格 K0170-7 7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
5	砒(ひ)素	0.01mg/L 以下	規格 K0102-3 20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法
6	総水銀	0.0005mg/L 以下	付表2に掲げる方法
7	アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
8	PCB	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
9	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
10	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
11	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
14	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
16	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法

	項目	基準値	測定方法
19	チウラム	0.006mg/L 以下	付表 5 に掲げる方法
20	シマジン	0.003mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
21	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
22	ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
23	セレン	0.01mg/L 以下	規格 K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 に定める方法
25	ふつ素	0.8mg/L 以下	規格 K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものをを用い、規格 K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) 又は 5.2 (蒸留操作を行う場合にあつては、フェノール対イン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、蒸留操作を省略することができる。) 及び 5.5 に定める方法
26	ほう素	1mg/L 以下	規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法
27	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	付表 7 に掲げる方法
備考			
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。</p> <p>3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>			

1-2 水質汚濁に係る環境基準（昭和46年12月環境庁告示第59号、最終改正令和7年3月環境省告示第35号）

別表2 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

1 河川（1）河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下	1 千種川上流（千種町室橋から上流） 2 岸田川上流（岸田川発電所放流水合流点より上流） 3 矢田川上流（秋岡橋から上流）
A	水道2級 水産1級 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下	1 猪名川上流（箕面川合流点より上流） 2 武庫川上流（三田市大橋より上流） 3 加古川上流（篠山川合流点より上流） 4 市川上流（仁豊野橋より上流） 5 夢前川上流（蒲田橋より上流） 6 損保川上流（林田川合流点より上流） 7 千種川下流（千種町室橋から下流） 8 円山川上流（出石川合流点より上流） 9 岸田川下流（岸田川発電所放流水合流点より下流） 10 矢田川下流（秋岡橋より下流） 11 竹野川（全域） 12 佐津川（全域）

1 河川 (1)河川 (湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (D0)	大腸菌数	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下	1 猪名川下流(1) (箕面川合流点より下流及び藻川。ただし、藻川分岐点から藻川合流点を除く) 2 神崎川 (安威川、猪名川を除く神崎川) 3 武庫川中流 (三田市大橋より仁川合流点まで) 4 明石川上流 (伊川合流点より上流) 5 加古川下流 (篠山川合流点より山陽線鉄橋まで) 6 加古川下流 (山陽線鉄橋より下流) 7 市川下流 (仁豊野橋より潮止えん堤まで) 8 夢前川下流 (蒲田橋より潮止えん堤まで) 9 揖保川下流 (林田川合流点より下流) 10 円山川下流 (出石川合流点から港大橋まで) 11 志染川 (呑吐ダム上流端から上流) 12 船場川上流 (保城橋から上流)
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-	1 武庫川下流 (仁川合流点より下流) 2 明石川下流 (伊川合流点より下流) 3 伊川 (伊川と明石川との合流点から上流の伊川本流) 4 庄下川 (本流全域) 5 昆陽川 (本流全域) 6 夙川 (本流全域) 7 船場川下流 (保城橋から下流) 8 別府川 (本流全域)
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-	1 猪名川下流(2) (藻川分岐点から藻川合流点まで) 2 喜瀬川 (本流全域)
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	-	1 福田川 (本流全域) 2 谷八木川 (本流全域)

1 河川 (1)河川 (湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (D0)	大腸菌数	
測定方法	規格 K0102-1 12に定め る方法又 はガラス 電極を用 いる水質 自動監視 測定装置 によりこ れと同程 度の計測 結果の得 られる方 法	規格 K0102-1 18に定め る方法	付表8に掲 げる方法	規格 K0102-1 21.2、 21.3、21.4 及び21.5 に定める方 法又は隔膜 電極を用い る水質自動 監視測定装 置によりこ れと同程度 の計測結果 の得られる 方法	規格 K0102-5 5.6.2 (5.6.2.7 は除く。)に定 める方法(た だし、試料採 取後直ちに 試験ができ ないときは、 0~5℃(凍結 させない)の 暗所に保存し 、9時間以内 に試験するこ とが望ましく 、12時間以 内に試験する。)		

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 4 水道1級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
- 5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。
- 6 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 7 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

1 河川 (1)河川 (湖沼を除く。)

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03mg/L 以下	1 猪名川(1) (ゴルフ橋 (虫生地点) より上流に限る。)
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	—
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	1 猪名川(2) (ゴルフ橋 (虫生地点) より下流に限る。) 2 神崎川 (安威川及び猪名川を除く。)
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	—
測定方法		規格 K0102-3 12.2、12.3、12.4 及び 12.5 に定める方法	付表 9 に掲げる方法	規格 K0102-4 6.2.5 に掲げる方法	X
備考 1 基準値は、年間平均値とする (湖沼、海域もこれに準ずる。)					

1-2 水質汚濁に係る環境基準（昭和46年12月環境庁告示第59号、最終改正令和7年3月環境省告示第35号）

別表2 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

1 河川 (2)湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下	—
A	水道2、3級 水産2級 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下	1 千苧水源池（千苧ダムのえん堤及びこれに接続する陸岸に囲まれた水域）
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—	—

1 河川 (2)湖沼 (天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	
測定方法	規格 K0102-12 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 K0102-17.2 に定める方法	付表 8 に掲げる方法	規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び 21.5 に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 K0102-5 5.6.2 (規格 K0102-5 5.6.2.7 は除く。) に定める方法 (ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃ (凍結させない) の暗所に保存し、9 時間以内に試験することが望ましく、12 時間以内に試験する。)	

備考

- 1 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 2 水道 1 級を利用目的としている測定点 (自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。) については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
- 3 水道 3 級を利用目的としている測定点 (水道 2 級を利用目的としている測定点を除く。) については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。
- 4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点 (自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。) については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
- 5 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

別表2 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

1 河川 (2)湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全 ^{りん} 磷	
I	自然環境保全 及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下	—
II	水道1、2、3級（特殊なもの を除く。） 水産1種 及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1 千苅水源池（千苅ダムのえん堤及びこれに接続する陸岸に囲まれた水域） ただし、全窒素の項目の基準値を除く。 暫定目標（令和7年度）全磷0.019mg/L
III	水道3級（特殊なもの） 及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下	—
IV	水産2種 及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	—
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	—
測定方法		規格 K0102-2 17.3、17.4 又は17.5（17.5.3.2を除く。）に定める方法	規格 K0102-2 18.4 （18.4.1.4のbを除く。）に定める方法	X

1 河川 (2)湖沼 (天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)
イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全 ^{りん} 磷	
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全 ^{りん} 磷(りん)の項目の基準値は適用しない。				

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
- 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
- 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

別表2 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

1 河川 (2)湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03mg/L 以下	—
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	—
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	—
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	—
測定方法		規格 K0102-3 12.2、12.3、12.4 及び 12.5 に定める 方法	付表 9 に掲げる方 法	規格 K0102-4 6.2.5 に掲げる方法	

別表2 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

1 河川 (2)湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

工

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上	—
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上	—
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上	—
測定方法		規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び 21.5 に定める方法又は付表 10 に掲げる方法	X
備考			
1 基準値は、日間平均値とする。			
2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

1-2 水質汚濁に係る環境基準（昭和46年12月環境庁告示第59号、最終改正令和7年3月環境省告示第35号）

別表2 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

2 海域
ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 自然環境保全 及びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下	検出され ないこと。	1～3 大阪湾(3)～(5) 4 播磨海域(13) 5 播磨灘北西部 6 淡路島西部・南部海域 7 山陰海岸地先海域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出され ないこと。	1 大阪湾(2) 2 洲本港(2) 3 播磨海域(11) 4 播磨海域(12) 5 津居山港海域
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	1 大阪湾(1) 2 洲本港(1) 3 津名港 4 兵庫運河 5～14 播磨海域(1)～(10)

2 海域
ア

項目 ア 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
測定方法	規格 K0102-1 12 に定める方 法又はガラス 電極を用いる 水質自動監視 測定装置によ りこれと同程 度の計測結果 の得られる方 法	規格 K0102-1 17.2 に定める 方法（ただ し、B 類型の 工業用水及び 水産 2 級のう ちノリ養殖の 利水点におけ る測定方法は アルカリ性 法）	規格 K0102-1 21.2、21.3、 21.4 及び 21.5 に定め る方法又は隔 膜電極若しく は光学式セン サを用いる水 質自動監視測 定装置により これと同程度 の計測結果の 得られる方法	K0102-5 5.6.2（規 格 K0102-5 5.6.2.7 は除く。） に定める方法（た だし、試料採取後 直ちに試験ができ ないときは、0～ 5℃（凍結させない） の暗所に保存し、 9 時間以内に 試験することが望 ましく、12 時間以 内に試験する。）	規格 K0102-1 22.5 に定める 方法		
備考							
<p>1 アルカリ性法とは、次のものをいう。</p> <p>試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液（10w/v%）1mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液（2mmol/L）10mL を正確に加えたのち、沸騰した水溶液中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液（10w/v%）1mL とアジ化ナトリウム溶液（4w/v%）1 滴を加え、冷却後、硫酸（2+1）0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。</p> $\text{COD (O}_2 \text{ mg/L)} = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \text{ Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000/50$ <p>(a)：チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の滴定値（mL） (b)：蒸留水について行った空試験値（mL） f Na₂S₂O₃：チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の力価</p> <p>2 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。</p> <p>3 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニーの数を数えることで算出する。</p>							

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全

- 2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
- 水産2級 : ポラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

別表2 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

2 海域
イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全 ^{リン} 燐	
I	自然環境保全 及びII以下の欄に掲げるもの（水産 2種及び3種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下	—
II	水産1種 及びIII以下の欄に掲げるもの（水産 2種及び3種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下	1 大阪湾(ハ) 2 播磨灘北西部 3 播磨海域(二) 4 淡路島西部・南部海域
III	水産2種 及びIVの欄に掲げるもの（水産3種 を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	1 大阪湾(ロ) 2 播磨灘(イ) 3 播磨灘(ロ) 4 播磨灘(ハ)
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下	1 大阪湾(イ)
測定方法		規格 K0102-2 17.4 又は 17.5 (17.5.3.2 を除く。) に定める方法	規格 K0102-2 18.4 (18.4.1.4 の b を除く。) に定める方法	X
備 考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、海域植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
- 水産2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水生生物が多獲される
- 水産3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

別表2 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

2 海域
ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物A	水生生物が生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1 大阪湾（全域。ただし、大阪湾①、 ②、③、④に係る部分を除く。） 2 播磨灘北西部（全域。ただし、播磨 灘北西部①に係る部分を除く。）
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物 の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の 生育場として特に保全が必要な 水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	1 大阪湾① 2 大阪湾② 3 大阪湾③ 4 播磨灘北西部①
測定方法		規格 K0102-3 12.2、 12.3、12.4 及び 12.5 に定める方法	付表 9 に掲げる方法	規格 K0102-4 6.2.5 に定めるに掲げる方 法	

別表2 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

2 海域
工

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上	—
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上	—
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上	1 大阪湾奥部
測定方法		規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び 21.5 に定める方法又は付表 10 に掲げる方法	X
備考			
<p>1 基準値は、日間平均値とする。</p> <p>2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。</p>			

1-3 瀬戸内海（兵庫県）の海域における望ましい栄養塩類の濃度（令和元年10月25日兵庫県告示第513号）

項目 類型	全窒素	全 ^{ホウ} 燐	該当水域
Ⅱ	0.2～0.3 mg/L	0.02～0.03 mg/L	1 大阪湾(ハ) 2 播磨灘北西部 3 播磨海域(二) 4 淡路島西部・南部海域
Ⅲ	0.2～0.6 mg/L	0.02～0.05 mg/L	1 大阪湾(口) 2 播磨灘(イ) 3 播磨灘(口) 4 播磨灘(ハ)
Ⅳ	0.2～1 mg/L	0.02～0.09 mg/L	1 大阪湾(イ)

1-4 地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年3月環境庁告示第10号、最終改正令和7年3月環境省告示第41号）

	項目	基準値	測定方法
1	カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
2	全シアン	検出されないこと。	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）の分析を行う方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
3	鉛	0.01mg/L以下	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
4	六価クロム	0.02mg/L以下	規格K0102-3 24.3（24.3.3及び24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1及び2に掲げる場合にあつては、それぞれ1及び2に定めるところによる。） 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合（24.3.3.4のb）による場合に限る。）試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格K0170-77のa)又はb)に定める操作を行うこと。
5	砒素	0.01mg/L以下	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法
6	総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
7	アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
8	PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
9	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
10	四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
11	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下	付表に掲げる方法
12	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
13	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
14	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	シス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
15	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法

	項目	基準値	測定方法
16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
17	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125 の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
19	1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
20	チウラム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
21	シマジン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表6の第1 又は第2に掲げる方法
22	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表6の第1 又は第2に掲げる方法
23	ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
24	セレン	0.01mg/L 以下	規格K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 に定める方法
26	ふっ素	0.8mg/L 以下	規格K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ml に硫酸10ml、りん酸60ml 及び塩化ナトリウム10g を溶かした溶液とグリセリン250ml を混合し、水を加えて1,000ml としたものをを用い、規格K0170-6 6 図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) 又は 5.2 (蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。) 及び 5.5 に定める方法
27	ほう素	1mg/L 以下	規格K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法
28	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法

項目	基準値	測定方法
備考		<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p> <p>4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

1-5 土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月環境庁告示第46号、最終改正令和7年3月環境省告示第37号）

項目	環境上の条件	測定方法
1 カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.3、14.4 又は 14.5 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号に定める方法
2 全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5、9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは 9.7 の分析を行う方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
3 有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。	規格 K0102-4 7.2.1 及び 7.2.3 に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくは EPN にあつては規格 K0102-4 7.2.1、7.2.2.2 及び 7.2.5 又は 7.2.1 及び 7.2.6 に定める方法（ただし、7.2.6 に定める方法により測定する場合において、7.2.2 のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2 に定める操作とする。）
4 鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	規格 K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法
5 六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。	規格 K0102-3 24.3（24.3.7 を除く。）に定める方法（ただし、24.3.2 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、規格 K0170-7 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。）
6 砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格 K0102-3 20.2、20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 50 年 4 月総理府令第 31 号に定める方法
7 総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
8 アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法
9 PCB	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
10 銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	昭和 47 年 10 月総理府令第 66 号に定める方法

	項目	環境上の条件	測定方法
11	ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
12	四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
13	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
14	1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
15	1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
16	1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。	シス体にあつては規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
17	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
18	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
19	トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
20	テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
21	1,3-ジクロロプロパン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
22	チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
23	シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
24	チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
25	ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
26	セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	規格 K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法

項目	環境上の条件	測定方法
27 ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。	規格 K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものをを用い、規格 K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)、5.2 (蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び 5.5 又は 5.2 及び 5.6 に定める方法
28 ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。	規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法
29 1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。 5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。 		

1-6 騒音に係る環境基準（平成 10 年 9 月環境庁告示第 64 号、最終改正令和 2 年 3 月環境省告示第 35 号）

地域の類型	基準値		各類型を当てはめる地域
	昼間	夜間	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	都道府県知事が指定（市の区域内の地域は市長）
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下	
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
 2 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

※騒音の評価手法は、等価騒音レベルによる。

1-7 自動車騒音に係る要請限度（平成12年3月総理府令第15号、最終改正令和2年3月環境省令第9号）
 （騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令）

	区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域		65 デシベル	55 デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル	65 デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル	70 デシベル

備考 a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が定めた区域をいう。

- 1 a区域 専ら住居の用に供される区域
- 2 b区域 主として住居の用に供される区域
- 3 c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

ただし、上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表の規定にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

1-8 道路交通振動に係る要請限度（昭和 51 年 11 月総理府令第 58 号、最終改正平成 23 年 11 月環境省令第 32 号）
（振動規制法施行規則別表第 2）

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考

- 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。
 - 第 1 種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - 第 2 種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

（2 以下略）

1-9 航空機騒音に係る環境基準（昭和 48 年 12 月環境庁告示第 154 号、最終改正令和 2 年 3 月環境省告示第 35 号）

平成 25 年 4 月 1 日施行（平成 19 年 12 月環境省告示第 114 号により改正）

地域の類型	基準値 (評価指標：Lden 単位：デシベル)
I 専ら住居の用に供される地域	57 デシベル以下
II I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	62 デシベル以下

※参考 平成 25 年 3 月 31 日まで

地域の類型	基準値 (評価指標：W 値 単位：WECPNL)
I 専ら住居の用に供される地域	70 以下
II I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75 以下

1-10 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和 50 年 7 月環境庁告示第 46 号、最終改正平成 12 年 12 月環境庁告示第 78 号）

地域の類型	基準値
I 主として住居の用に供される地域	70 デシベル以下
II 商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75 デシベル以下

1-11 ダイオキシン類に係る環境基準（平成 11 年 12 月環境庁告示第 68 号、最終改正令和 4 年 11 月環境省告示第 89 号）

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下	日本産業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。 		

(注)

- 1 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 2 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 3 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 4 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

1-12 悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の規制基準（昭和48年4月1日 告示第544号の35）

		敷地境界の規制基準（ppm）			排出口の 規制基準項目	排出水の 規制基準項目
		規制基準項目	順応地域	一般地域		
1	アンモニア	○	5	1	○	
2	メチルメルカプタン	○	0.01	0.002		○
3	硫化水素	○	0.2	0.02	○	○
4	硫化メチル	○	0.2	0.01		○
5	二硫化メチル	○	0.1	0.009		○
6	トリメチルアミン	○	0.07	0.005	○	
7	アセトアルデヒド	○	0.5	0.05		
8	プロピオンアルデヒド	○	0.5	0.05	○	
9	ノルマルブチルアルデヒド	○	0.08	0.009	○	
10	イソブチルアルデヒド	○	0.2	0.02	○	
11	ノルマルバレルアルデヒド	○	0.05	0.009	○	
12	イソバレルアルデヒド	○	0.01	0.003	○	
13	イソブタノール	○	20	0.9	○	
14	酢酸エチル	○	20	3	○	
15	メチルイソブチルケトン	○	6	1	○	
16	トルエン	○	60	10	○	
17	スチレン	○	2	0.4		
18	キシレン	○	5	1	○	
19	プロピオン酸	○	0.2	0.03		
20	ノルマル酪酸	○	0.006	0.001		
21	ノルマル吉草酸	○	0.004	0.0009		
22	イソ吉草酸	○	0.01	0.001		

(注) 順応地域：主として工業の用に供される地域でその他悪臭に対する順応が見られる地域

一般地域：順応地域以外の地域

1-13 水浴場水質判定基準

1 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 及び透明度によって、「水質 AA」、「水質 A」、「水質 B」あるいは「水質 C」を判定し、「水質 AA」及び「水質 A」であるものを「適」、「水質 B」及び「水質 C」であるものを「可」とする。
 - ・各項目の全てが「水質 AA」である水浴場を「水質 AA」とする。
 - ・各項目の全てが「水質 A」以上である水浴場を「水質 A」とする。
 - ・各項目の全てが「水質 B」以上である水浴場を「水質 B」とする。
 - ・これら以外のものを「水質 C」とする。

項目 区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不検出 (検出下限 2 個/100mL)	油膜が認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は 3 mg/L 以下)	全透 (1m 以上)
	水質 A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は 3 mg/L 以下)	全透 (1m 以上)
可	水質 B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5 mg/L 以下	1m 未満 ~50 cm 以上
	水質 C	1,000 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	8 mg/L 以下	1m 未満 ~50 cm 以上
不適		1,000 個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50 cm未満※
測定方法		付表 1 の第 1 に定める方法	目視による観察	日本工業規格 K0102 の 17 に定める方法	付表 2 に定める方法

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

- (1) 「水質 C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100mL を超える測定値が 1 以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。

付表1. 心便性大腸菌群数の測定方法

第1 メンブランフィルター法(M-FC法)

1 器具

- (1) メンブランフィルターろ過装置
ファンネル及びフィルターホルダーは、オートクレーブで滅菌する。
ただし、滅菌効果をあらかじめ確認した条件下でUV照射による滅菌を行ってもよい。
- (2) メンブランフィルター
直径47mmの円形、孔径0.45 μ mのもので、滅菌済みのものを使用する。
- (3) ペトリ皿
ふたと身が密着できて滅菌済みのものを使用すること。
- (4) 恒温装置(恒温水槽)
44.5 \pm 0.2 $^{\circ}$ Cに調節できるもの。
- (5) 拡大鏡
2倍程度の拡大倍率をもつもの。
備考：恒温装置は(4)と同程度の温度調節が可能であれば、恒温水槽でなくてもよい。

2 培地等

(1) M-FC寒天培地

ア 組成

特殊混合ペプトン(注1)	10.0g
獣肉-パパイ消化ペプトン(注2)	5.0g
酵母エキス	3.0g
塩化ナトリウム	5.0g
乳糖	12.5g
胆汁酸塩(注3)	1.5g
アニリンブルー	0.1g
寒天	15g
蒸留水	1,000mL

(注1) トリプトース又はピオセートに相当する混合ペプトン
(注2) プロテオゼペプトン No. 3 又はそれに相当するペプトン
(注3) 特異的に阻止能力を有するように調整され規格化されたもの(胆汁酸塩 No. 3 又は胆汁酸塩混合物)

イ 調製

- (ア) 培地は加熱して寒天を完全に溶解した後、直ちに60 $^{\circ}$ C前後に冷却する。
(30分以上の加熱及びオートクレーブによる滅菌は避ける。)
- (イ) 最終のpHは7.3~7.5であること。
- (ウ) 培地の保存は2~10 $^{\circ}$ Cで行うが、調製後96時間以上経過したものは用いないこと。
備考：培地は、乾燥培地又は寒天を含まない市販培地に寒天を加えたものを用いてもよい。

(2) 平板調製

M-FC寒天培地を厚さが約5mmになるようにペトリ皿中に分注して寒天を凝固させる。

(3) 滅菌ペプトン液

- ア カゼイン製ペプトン1gを水1,000mLに加えて溶かす。(注4、注5)
- イ オートクレーブ(約120 $^{\circ}$ C、20分間)で滅菌する。
(注4) 沈澱物が生じている場合はろ紙を用いてろ過しておく。
(注5) 最終的にpHが中性付近になるように調整する。

3 試験操作

(1) ろ過

- ア フィルターホルダーを吸引びんに取り付けたのち、滅菌済みピンセットを用いて(注6)メンブランフィルターをフィルターホルダー上に置き、ファンネルをつけて固定する。
- イ 試料の適量(注7)を滅菌試験管50mLにとり、滅菌ペプトン液を加えて約50mL(注8)としたのちファンネル内に注いで吸引ろ過する。(注9)

ウ ろ過したのち滅菌ペプトン液(1回に約 30mL)を用いてファンネルの内壁を2～3回洗浄、吸引ろ過する。(注10)

(注6) ピンセットで強くはさむとフィルターが破れることがある。

(注7) 培養後に適当なコロニー数の平板が得られるよう試料を数段階希釈でとる。

(注8) 試料を 50mL とした場合は希釈する必要はない。

(注9) 試料が濁っている場合は、プレフィルターでろ過しておく。

(注10) ろ過洗浄後のフィルター上に洗浄水が残ると培地上に流れて失敗することがある。

(2) 培養

ア 試料をろ過したメンブランフィルターを M-FC 寒天平板上に気泡ができないように密着させる。

(注11)

イ ペトリ皿はふたを閉め、さらに二重の密封用の袋に入れて密封する。(注12)

ウ 44.5℃±0.2℃に調節した恒温水槽にペトリ皿を倒置した状態で沈め、24±1時間培養する。

(注11) フィルターを培地に密着させる際、気泡が生じてフィルターと培地が完全に密着しないことがある。

(注12) 恒温水槽中でペトリ皿が浮上することがないように密封用の袋の空気をできるだけ追い出してから密封すること。

4 菌数の計算

培養後、拡大鏡を用いてメンブランフィルター上に発生した青色で光沢をもったコロニーを数え(注13)、次式から菌数を算出する。

$$a = \frac{m}{V} \times 100$$

a : 試料 100mL 中のふん便性大腸菌群数

m : フィルター上のコロニー数

V : ろ過に用いた試料の量(mL)

なお、フィルター上のコロニー数は 10～30 個になるよう希釈調整することが最も望ましい。フィルター上のコロニー数が、多すぎると計数が困難であるばかりでなく、コロニー色調が不明確となりやすい。

(注13) コロニーの色調は太陽光と電球光で異なることがあるので一定条件下で観察すること。

付表2. 透明度

1 器具

原則として直径 30cm の白色円板(透明度板、セッキー円板)を用いる。

白色の色調の差は透明度にそれほど影響しないが、円板の反射能は透明度に微妙に影響するので、表面が汚れたときは磨くか塗り直しをする。

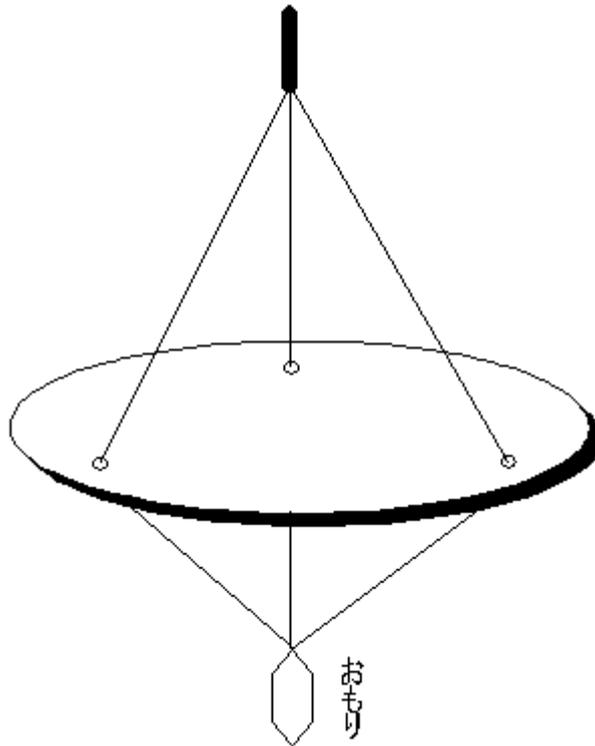


図 白色円板(径 30cm)

2 測定

直射日光を避けながら舟の陰等で測定するように心がける。白色円板を静かに水中に沈めて見えなくなる深さと、次にこれをゆっくり引き上げていって見え始めた深さを反復して確かめて平均し、測定結果をメートル(m)で表示する。

錘(おもり)は、通常 2kg 程度であるが、流れがあってロープが斜めになるような場合には、錘を重くする等してロープが垂直になるようにする。